

悪質商法の注意点だよ!

近年、巧みな話術で親切そうに話をもちかけ、不要な物を売りつけて高額な請求をするといった悪質な訪問販売が急増しています。最近は特に、判断能力が低下してきた高齢者や障がい者などが、複数の業者に代わる代わる高額な商品を売りつけられるなど、トラブルが後を絶ちません。被害に遭わないためには、本人の強い意志と、まわりの方々の見守りが大切です。また、被害に遭ったかもしれない時は、一人で抱え込まずまわりの人と相談することが大切です。

例えばこんな手口が…

【点検商法】

事例1 「排水管の無料点検」などと書いて家に上がりこみ床下などを勝手に点検。「シロアリ被害がひどい、そのままでは大変なことになる。」などと書いてリフォーム工事などの契約を迫る。



事例2 「消防署の方から来ました。」などと書いて上がりこみ、高額な火災警報器の設置を強要する。



注意点

本当に工事が必要かどうか知り合いや地元の工務店に相談しましょ。また、消防署や役場の職員が住宅用火災警報器や浄水器などを直接販売することはあります。

【催眠商法(SF商法)】

事例 卵やサラダ油など無料で商品をもらっている間に雰囲気に乗せられ高額な布団などを購入させられる。すぐまれて契約するまで帰してもらえないこともあります。

注意点

健康食品は薬ではありません。著しい効果を期待するのはやめましょう。また、「今日だけ」「ここだけ」と割安感を強調し高額・大量の商品を販売することがあるので気をつけましょう。

事例で紹介した以外にも、悪質な業者は様々な手口で生活者に迫ってきます。一番良い解決策は、巧妙なセールストークに応じず、遠慮なくきっぱり断ることです。

タダほど高いものはありません。うまい話には裏があるかもしれません。きっぱり断る勇気を持ちましょう。

【健康講座商法】

事例 「あなたの血はドロドロです。このままでは病気になります。」など健康への不安をかきたてられ「血液がサラサラになります…。肩こりが治ります…。」など、必要な無い健康食品を購入させる。



もし契約しちゃも…

訪問販売の場合、契約後一定の期間であればクーリングオフによる契約の解除ができます。



- ・自分で判断できなくて困ったとき
- ・不安を感じたとき



困ったときは一人で悩まず、早めに相談してください。

◆相談・問い合わせ先

●県立消費生活センター
(彦根市元町4-1)

滋賀県湖東合同庁舎内

☎ 0749-231-0999

相談時間 9時15分～16時

(土日可)

●役場住民課 生活環境交通担当

有線 ☎ 6578

相談時間 8時30分～17時15分
(月～金)